

U・Iターン者の新築、改築に要する経費の一部を助成します。

## 能登町ふるさと定住住宅助成金

能登町ふるさと定住住宅助成金は、町内への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的として、移住者の新築住宅取得、中古住宅等の改築に要する経費の一部を助成します。

### ①新築住宅

○対象となる方	◇Uターン者及びIターン者
○各種要件	◇転入してから5年未満の新築で、かつ、工事請負契約締結後3箇月以内の認定申請であること ◇(1)本町にUターン、Iターンし、自ら定住すること (2)20歳以上であること (3)助成金交付日から5年以上定住する意思があること (4)交付対象事業に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の総額が20万円以上であること (5)交付対象事業に要する経費について、国、県その他公共団体又は財団及び本町の他の制度から補助金や交付金の対象経費となっていないこと など
○助成金額	◇最大150万円 ※能登町建築業者である場合
○申請手続き	◇工事請負契約締結後3箇月以内に認定申請書をふるさと振興課へ提出 ※工事を実施する前に認定申請し、認定通知を受ける必要があります
○支払時期	◇完成し、交付決定通知書を受領した後
○その他	◇申請者を除く、同時に転入する家族1人につき助成金を10万円加算します ◇認定申請は、転入届以前においても転入を前提とすることができます ◇取得した住宅が共有名義の場合はUターン者又はIターン者の名義分のみを対象とし、持分の按分により金額を算定します

### ②中古住宅改築(購入)

○対象となる方	◇Uターン者及びIターン者
○各種要件	◇転入してから3年未満に中古住宅を購入し、かつ、その売買契約から1年未満に認定申請し認定後直ちに改築工事できること ◇新築住宅の(1)~(5)と同様
○助成金額	◇改築工事費の1/2 最大100万円 ※能登町建築業者、能登町ふるさと空き家情報等登録物件である場合
○申請手続き	◇売買契約から1年未満に認定申請書をふるさと振興課へ提出 ※工事を実施する前に認定申請し、認定通知を受ける必要があります (転入を前提に中古住宅を購入する方) ◇売買契約締結後2年未満に認定申請書をふるさと振興課へ提出
○支払時期	◇新築住宅と同様
○その他	◇新築住宅と同様

### ③中古住宅改築(賃貸)

○対象となる方	◇Uターン者及びIターン者
○各種要件	◇転入してから1年未満の改築で、かつ、工事請負契約締結後3箇月以内に認定申請し認定後直ちに改築工事できること ◇賃貸借契約が成立し、住宅改築に対し貸主の合意が得られていること ◇新築住宅の(1)～(5)と同様 (中古住宅の所有者) ◇助成金交付日から5年間は当該住宅を賃貸の用に供すこと
○助成金額	◇改築工事費の1/2 最大50万円 ※能登町建築業者である場合
○申請手続き	◇工事請負契約締結後3箇月以内に認定申請書をふるさと振興課へ提出 ※工事を実施する前に認定申請し、認定通知を受ける必要があります (転入を前提に中古住宅を改築する方) ◇工事請負契約締結後3箇月未満に認定申請書をふるさと振興課へ提出
○支払時期	◇新築住宅と同様
○その他	◇申請者を除く、同時に転入する家族1人につき助成金を10万円加算します ◇認定申請は、転入届以前においても転入を前提とすることができます (転入を前提に中古住宅を改築する方) ◇完成後3箇月未満に転入する必要があります

### ④実家等改築

○対象となる方	◇Uターン者及びIターン者
○各種要件	◇転入してから1年未満の改築で、かつ、工事請負契約締結後3箇月以内に認定申請し認定後直ちに改築工事できること ◇新築住宅の(1)～(5)と同様
○助成金額	◇改築工事費の1/3 最大50万円 ※能登町建築業者である場合
○申請手続き	◇工事請負契約締結後3箇月以内に認定申請書をふるさと振興課へ提出 ※工事を実施する前に認定申請し、認定通知を受ける必要があります (転入を前提に実家等を改築する方) ◇工事請負契約締結後3箇月以内に認定申請書をふるさと振興課へ提出
○支払時期	◇新築住宅と同様
○その他	◇中古住宅改築(賃貸)と同様 (転入を前提に実家等を改築する方) ◇中古住宅改築(賃貸)と同様

その他、本助成金制度の詳細について

**問** ふるさと振興課 ☎0768-62-8532

